

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

少子高齢・人口減少社会の進展に伴い、特に中心市街地では人口の減少と高齢化が一層進んでいる状況にある。居住人口は全ての都市活動や経済活動の源泉となるものであり、特に生産年齢人口の増加は種々の活動を活発化させ、さまざまな面で高い効果が期待できる。そのため、街なか居住の推進は中心市街地の活性化には必要不可欠な要素である。

(2) 取組の内容

本計画が中心市街地活性化の基本的な方針として掲げている「誰もが居心地の良さを楽しめる中心市街地」を実現するため、住宅供給整備事業を促進する。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(3) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(5) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	住宅供給整備事業（オブリージュ御殿場レジデンス） [内容] 民間活力によりマンションを整備し販売中である。 [実施時期] 平成 27 年度～	民間	定住人口の増加と新規居住者による地域での消費増加、また地域住民との交流によるコミュニティの強化につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
2	御殿場市空家等対策計画 [内容] 市内に相談窓口を設置し、空家に関する情報を整理。所有者へ適切な管理を促しつつ、可能な場合は市の政策への活用や、空家バンクにより利用希望者の定住促進につなげていく。 [実施時期] 令和元年度～	御殿場市	空家の有効活用による居住人口の増加やにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
3	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助事業 [内容] 地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図るため、TOUKAI-0 総合支援事業（木造住宅補強計画策定事業・木造住宅耐震補強助成事業・木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）・木造住宅除却助成事業・建築物等耐震診断事業・ブロック塀等撤去事業（安全な通学路等）・ブロック塀等改善事業（安全な通学路等））を実施するものに補助金を交付する。 [実施時期] 平成 28 年度～	御殿場市	住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図ることで、居住環境の向上により、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
4	移住・就業支援事業費補助事業 [内容] 市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足解消に資するため、東京圏から御殿場市に移住して就業又は起業した者に対し補助金を交付する。 [実施時期] 令和元～令和 6 年度	御殿場市	居住人口の増加、就業者・起業者の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
5	勤労者住宅資金利子補給事業 [内容] 勤労者の住宅の建築等による経済的負担を軽減するため、勤労者に住宅資金を貸し付ける労働金庫に対し利子の一部を補給する。 [実施時期] 平成 23 年度～	御殿場市	勤労者による土地の購入又は住宅の建築等を促進し、居住人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
6	防犯カメラ設置費用補助事業 [内容] 地域の犯罪抑止を目的に防犯カメラを設置する区に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成 31 年度～	御殿場市	居住環境の向上により、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
7	防犯灯設置費用補助事業 [内容] 地域の犯罪抑止を目的に防犯灯を設置する区に対し補助金を交付する。 [実施時期] 昭和 52 年度～	御殿場市	居住環境の向上により、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に貢献することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
8	地域防犯活動支援事業費補助事業 [内容] 地域ぐるみの自主的防犯活動を促進するため、当該活動を行う団体に補助金を交付する。 [実施時期] 平成 18 年度～	御殿場市	自主的防犯活動を促進し、安全・安心なまちづくりを推進するため、居住環境の向上により居住人口の増加や歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
9	生け垣設置奨励金交付事業 [内容] 緑豊かなまちづくりを推進するとともに地震等による災害を未然に防ぐため、生け垣を設置するものに対し奨励金を交付する。 [実施時期] 昭和 63 年度～	御殿場市	緑豊かなまちづくりにより景観を向上、居住環境を向上させ、地震等による災害の未然防止により安全・安心なまちづくりを推進し、居住人口の増加や歩行者交通量の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
10	太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業費補助事業 [内容] 環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、自己の住宅に太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム、燃料電池給湯器又はリチウムイオン蓄電池システムを設置等した者に対し補助金を交付する。 [実施時期] 平成 20 年度～	御殿場市	居住環境を向上させ、地震等による災害時の電源確保により安全・安心なまちづくりを推進し、居住人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
11	総合景観条例の順守 [内容] 本市の良好な景観形成のための施策、ならびに良好な地域景観のための屋外広告物の施策を実施する。 [実施時期] 平成 26 年度～	御殿場市	秩序ある土地利用と優れた都市景観の創出により、安全・安心で快適に暮らすことができる住環境を提供し、居住者及び来街者の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
12	介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費支給事業 [内容] 介護保険法の規定に基づき居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅支援福祉用具購入費及び居宅支援住宅改修費の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対し受領委任払いを行う。 [実施時期] 平成 14 年度～	御殿場市	居宅要介護被保険者等の一時負担を軽減し必要な住宅改修を促進するため、居住環境の向上により居住人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
13	身体障害者住宅改造費助成事業 [内容] 在宅の身体障害者が安心して健やかな生活ができるよう、住宅を改造する者に対し助成金を交付する。 [実施時期] 平成 11 年度～	御殿場市	身体障害者の安心した健やかな生活に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
14	高齢者見守りネットワーク事業 [内容] 高齢者の住み慣れた地域における安心した生活を確保するため、高齢者の見守り活動を実施するネットワークを構築する。 [実施時期] 平成 28 年度～	御殿場市	安全・安心な暮らしのサポート充実により、居住人口の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
15	高齢者等声かけごみ収集支援事業 [内容] 高齢者及び障害者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、ごみの排出が困難な高齢者等世帯に対し個別に訪問してごみを収集し、併せて安否を確認するために声掛けを行う。 [実施時期] 平成 22 年度～	御殿場市	安全・安心な暮らしのサポート充実により、居住人口の増加に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		